

平成 27 年度 第 1 回災害時要援護者支援

ネットワーク代表者会議要旨

日 時 平成 27 年 4 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時
場 所 伊勢市役所 東庁舎 4 階 4-3 会議室

委員出席者 10 名

事務局 高齢・障がい福祉課、介護保険課、こども課、医療保険課、
福祉総務課、健康課、危機管理課、市民交流課、消防課

会 議 状 況

- 司会進行 事務局
- 挨拶 会長
- 議事(1) 災害時要援護者への登録情報更新依頼の通知について

事務局から 4 月下旬に全ての災害時要援護者登録台帳への登録者に対して
更新通知を発送することを説明。

会 長 質問・意見はあるか

委 員 郵送するとのことだが、受け取った通知の内容を理解し、適切な回答
ができる登録者がどれだけいるのかが疑問。申請のときは民生委員が
申請記入などを手伝っていた人も多い。

事務局 民生委員にはあらかじめ役員会でお話したが、担当地域の方で心配
な方がいたら声かけをお願いしたい。

- 会 長 送付する文書は民生委員には渡してあるのか。
- 事務局 役員会で説明をした。
- 委 員 ほとんどの人は、支援がなければ回答が難しいのではないか。
- 事務局 登録者には要介護認定を受けている人も多いので、本日、居宅介護支援事業所に FAX で依頼を送る予定である。
- 委 員 ケアマネジャーは、1ヶ月に1回しか訪問しないケースが多い。訪問介護を利用している人については、定期的にヘルパーが訪問している。また、デイサービスのみ利用している人もいるので、介護サービス事業所にも送付したほうがいいのではないか。
- 事務局 介護サービス事業所にも送付する。
- 委 員 障がい者についても、要援護者になるような人は、通知を読んで回答を記入し、市役所へ返送することが困難な人が多い。回答がなければ変更なしとするということに疑問を感じる。更新を毎年1回するならば、どのような支援ルートがあるのか、確認しておくことが大事。ルートを確立するならば、最初から個々のルートを確立するのではなく、障がい者、要介護者など、全体の枠が決めてあるとやりやすい。これは今回の更新通知以外のことにも関わってくる。
- 事務局 まずは、要援護者支援について広く周知をする時にケアマネジャーなど身近な支援者に申し出てくださいと周知する。
- 委 員 高齢者も障がい者も、これだけの情報を読んで理解して回答するというのは難しい。支援のルートが必要。事業所にも送付していただきたい。また、その他関わりがある人にも送ってほしい
- 事務局 事業所連絡会を通じて送付する。
- 委 員 要援護者自身が情報のキャッチと発信ができるのかが疑問。
- 会 長 きめ細かい連絡などをお願いします

○ 議事(2) 災害時要援護者登録制度推進の課題検討

(1) 「課題①登録者の中に支援の必要性が低い方が含まれている」ことについて、事務局から説明

委員 民生委員の理事会でも 3,300 人程の登録者がいるが、元気な人、自分で歩ける人がたくさん含まれていることが話題となる。優先度をつけることは難しいことであるが、全ての登録者を支援できるわけではないので、必要なことだと思う。また、自分で動ける人は年齢関係なく自力で逃げていただくしかないという意見も聞かれる。

また、要援護者だけでなく、災害時にケガをするなどで動けなくなった人はどうするのかということも考えなければならないという意見があった。

委員 優先度の考え方について教えてほしい。

事務局 優先度については、自力で逃げられないため支援が必要な人、声かけが必要な人、自分で逃げられるため支援が不要な人を区分けし、自力で逃げられない人を優先的に支援するという考え方である。

委員 考え方は理解できたが、自力で逃げられる人でも登録者は全て何かしらの支援を求めている人であるので難しいと思う。

委員 登録すると誰かが助けてくれると理解している人が多い。地域で「何かあったら、災害時は助けてくれるんですね」と言われることもある。ニュースで、大きな事故があった時に、救急隊の人が救助する人の優先度をつけていた。あのような形になるのか。

委員 自分の近所にも要援護者がいるが、高齢者ばかりの地域なので、声かけはできるがそれ以上は難しい。車椅子が必要な人はあらかじめ用意する必要がある。歩けない人は這ってでも逃げてもらわなければならないのが現実。

委員 登録者数が多いということで優先順位が議論されているが、つける

のが難しい。消防など救助に向かう方も支援ができるかどうかわからない。登録している人であっても動ける人は自分で逃げるという気持ちを持ってもらわなければならない。

委員 登録者の人数が多くなったら対応できない。更新通知のときに民生委員が要援護者に対して、本当に登録が必要かどうか確認をして、不要な人は登録解除することも考えたほうがいいのでは。

事務局 要援護者支援の仕組みは隣近所での助け合いの仕組みを作っていくことが大前提。隣近所の方で声かけをするなど仕組みを見直すことが目的。登録者数が多くても、その仕組みができていれば、支援は可能ではないか。ただし、3,300ほどの登録者の中で、自分で逃げられるのに何となく心配だから登録している人も多いと聞く。隣近所の中で支援を検討する必要がある人なのか、逆に声かけをする側に回ることができる人なのかを見ていかなければならない。

会長 隣近所の助け合いの仕組みを作っていくことは必要。自治会長もそのような思いは持っている。

事務局 例えば、災害時要援護者台帳については、災害発生時に地域の方が一定の場所に集まって、要援護者がいなければ見に行くという形にも活用できると思う。

会長 地域では消防団や自主防災隊が一番身近な存在になるが、それでもどこに誰がいるのかまで把握しきれていない。避難訓練など普段からの取り組みが大事

委員 まずは隣近所の顔が見える関係の中で、助け合いの気持ちを持つことが必要。

(2)「課題②関係機関の連携の必要性」について事務局から説明。要援護者支援については、複数の関係者が連携して行くことが必要であるので、それぞれの機関の実情も踏まえて議論していただきたい。

会長 施設入所している人についてはどうするのか。在宅の人と同様に支援するのか。

事務局 施設入所者については、その施設が対応する。

委員 公助について。どこに逃げれば安全かということ伊勢市全体で共有することが大事。自分の住んでいる地区以外ではどこに避難したらいいのかわからない。津波がある場所、土砂崩れの心配がある場所などのマップがあると思うので、それをもっと周知していくべき。自助、共助も大事だが、公のほうで責任を持って、地区ごとで災害時にどのような行動を取るべきなのか、どこへ避難すれば安全なのかを誰もがわかる形ではっきり示してほしい。

以前、消防は人数が少ないために皆さんを助けには行けないし、上からの命令によって動くので、地域の人から言われても動けないといわれたと聞いた。

会長 自助については、最近では徹底してきていると思う。自助、共助、公助の連携が大事だと思うが、そのことについてどのように考えているのか。

事務局 津波について話をすると、消防団には安全管理マニュアルを今年4月1日に発行して渡した。その中で避難所についても地区ごとに決められた場所を記載し、そこへの避難誘導その他の活動をするを記載している。しかし、地域によっては避難誘導するまもなく津波が来る。消防団も市民の1人なので身を守るために逃げなければならない地域もある。地域の実情に合わせた計画を作っている。

会長 関係機関との連携の中で、自助、共助などについて意見はないか。

委員 老人クラブでも自治会と連携をるようにしているが、自治会長の中には仕事をしている人がいるなど、なかなかお互いの都合が合わず、連絡を取ることは難しい。自治会では今年初めて、65歳以上の世帯を訪問して調査をした。高齢者世帯が増え、自治会の中の組単位で見ると、組長になる人がいない。10世帯ほどで構成されているが、全員が80歳以上という組もある。

委員 自分の地元は山側であり、津波や浸水の心配がないので、災害に対する認識は低い。しかし、災害時に数日間、孤立することも考えられる地

区なので、認識を改めるために話し合いをしている。

しかし、高齢者ばかりなのでなかなか隣近所で助け合うということが難しい。

委員 関係機関の連携については2つあると思う。1つは、台帳登録や更新、避難計画作成までの連携で、もう1つは災害発生時に避難支援する際の連携。災害発生時における自助・共助の話が出ているが、各関係機関が地域の中でどのように関わっていくのかが大きい。現状の台帳に登録はしたが、災害時のプランがない状況で台帳更新をするとすると、どうしても本人任せになる。

委員 社協の立場で言うと、55の事業を300人の職員が行い、拠点は16箇所となっている。現在、災害時の事業継続計画を作成しており、社協として災害時にどのように動けるのかを考えているが、職員・利用者ともにケガをしていないことが前提になっている。事業所内での連携も考えていかなければならない。いざというときの連携は今後考えていかなければならない。

(3) 課題③～⑥について事務局から説明。

課題③ 個別避難計画の推進について、主導権をどこにあるのか。事務局としては、あえて決めずに自治会と民生委員が一緒になって動いてもらうことが理想ではあるが、地域からは主導約を決めてほしいとの声がある。どうしても必要であれば、全体計画にもあるとおり、自治会にお願いしたい。

課題④ 登録者の制度に対する認識について。登録をすれば誰かが助けられるとの認識の人がいる。市としては、窓口や更新通知などで周知をしている。また、登録者の中には民生委員や自治会とのつながりがない人もいるので、更新通知などの機会に周知している。

課題⑤ 未登録者への周知について。支援が必要なのに登録されていない人がいる。個人情報との関係で本人の申請がなければ登録できないので、必要な人が登録できるように、広報などを利用して周知している。また、皆さんの通常の活動の範囲内で必要と思われる人がいたら制度の案内をしてもらいたい。

課題⑥ 避難支援者について。避難支援者は要援護者の近隣住民で、支援や声かけなどをする人になるが、登録者のほとんどに避難支援者がいない。個別避難計画を作る際に登録して行くことが必要。前回の会議で「避難支援者」という名称から責任を負わされるように感じられ、なり手がいないのではとの意見があった。

会 長 最近まちづくり協議会が防災の関係の取り組みをしているが、そのことについて説明をしてもらいたい。

事務局 現在、伊勢市全体でまちづくり協議会が動き始めた。防災・防犯については委員会を作って取り組んでいるが、まちづくり協議会でできることと自治会にお願いすることについては、これからの課題。今後運営していく中で話し合っていきたい。

会 長 指導役については、自治会がもっとすすんで動いていくことにより、地域をまとめることができると思う。

委 員 自治会とまちづくり協議会がうまくいっているところならいいと思うが、全ての地区がそうではない。

委 員 個別避難計画作成の主導役について。民生委員は自治会の推薦で選ばれているので、自治会が主導になってほしい。自治会に入らない人にも一概ではなく、自らの考えによって入らない人もいれば、高齢のため自治会で役割を果たすことができず、迷惑をかけるといって入らない人もいる。

会 長 自治会にも温度差があり自主防災隊を作って熱心に活動しているところもある。また、自主防災隊の組織の間でも温度差がある。

委 員 要援護者支援は支援者が決まらないと先に進められない。

事務局 課題⑥については、個別避難計画を作成する時に、本人・近隣住民をまじえて話をしていくことになると思うが、その中で支援者を増やしていくことが理想。

委 員 自分の地元には若い人がほとんどいないので、高齢者同士でお互い

に助け合っていくしかないと思っている。

委員 避難支援者欄はほとんど空欄になっているのか。

事務局 そのとおりである。

委員 隣近所で声を掛け合って決めるしかないと考える。

委員 昨今は隣近所のつながりがなくなってきている。それをこれから作っていかなければならない。

委員 課題④について。市から要援護者や市民に対して資料を渡していると思うが、きちんと声かけをするなど、相手に読んでもらえるようにしなければ意味がない。

事務局 ここに挙げた課題については、各機関で協議の上、9月30日までにご提出をお願いしたい。

○ 議事(3) 伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の改正について

事務局から全体計画の改正について説明。全体計画の改正については、災害対策基本法の改正に伴うものと、今後、個別避難計画を作成するにあたり、関係機関の役割を見直すことが主となる。法改正に伴うものについては、市が改正し、関係機関の役割については、各機関で協議の上、9月30日までに回答をいただきたい。

委員 介護サービス事業者連絡会には、入所施設も入っている。施設は除いた方が良いのか。また、居宅・通所・訪問といった部門ごとに回答を作成するのか。

事務局 事業者連絡会として1つの意見をもらいが、それぞれに意見があり1つに収まらない場合は別々でもいい。入所施設からの回答は不要。

○ 議事(4) その他

委員 そもそも、この会議の検討範囲はどこまでなのか。

事務局 全体計画には、災害発生前の備え、発生時の避難支援、災害発生後の支援についてそれぞれ記載があるので、全てが検討範囲となる。

事務局 今後のスケジュールについて。9月30日までに各機関で意見を取りまとめて事務局へ提出していただきたい。これらの意見を取りまとめて、11月頃に次回のネットワーク会議を行いたい。